

新潟市電子署名に係る地方公共団体の認証業務における事務処理要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務における事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(委 任)

第2条 事務処理は、公的個人認証サービス事務処理要領（平成16年1月5日総行自第1号）及び新潟市電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則により住所地市町村長が適当と認めるもの等に関する要領（平成20年5月1日施行）に基づき処理するものとする。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。